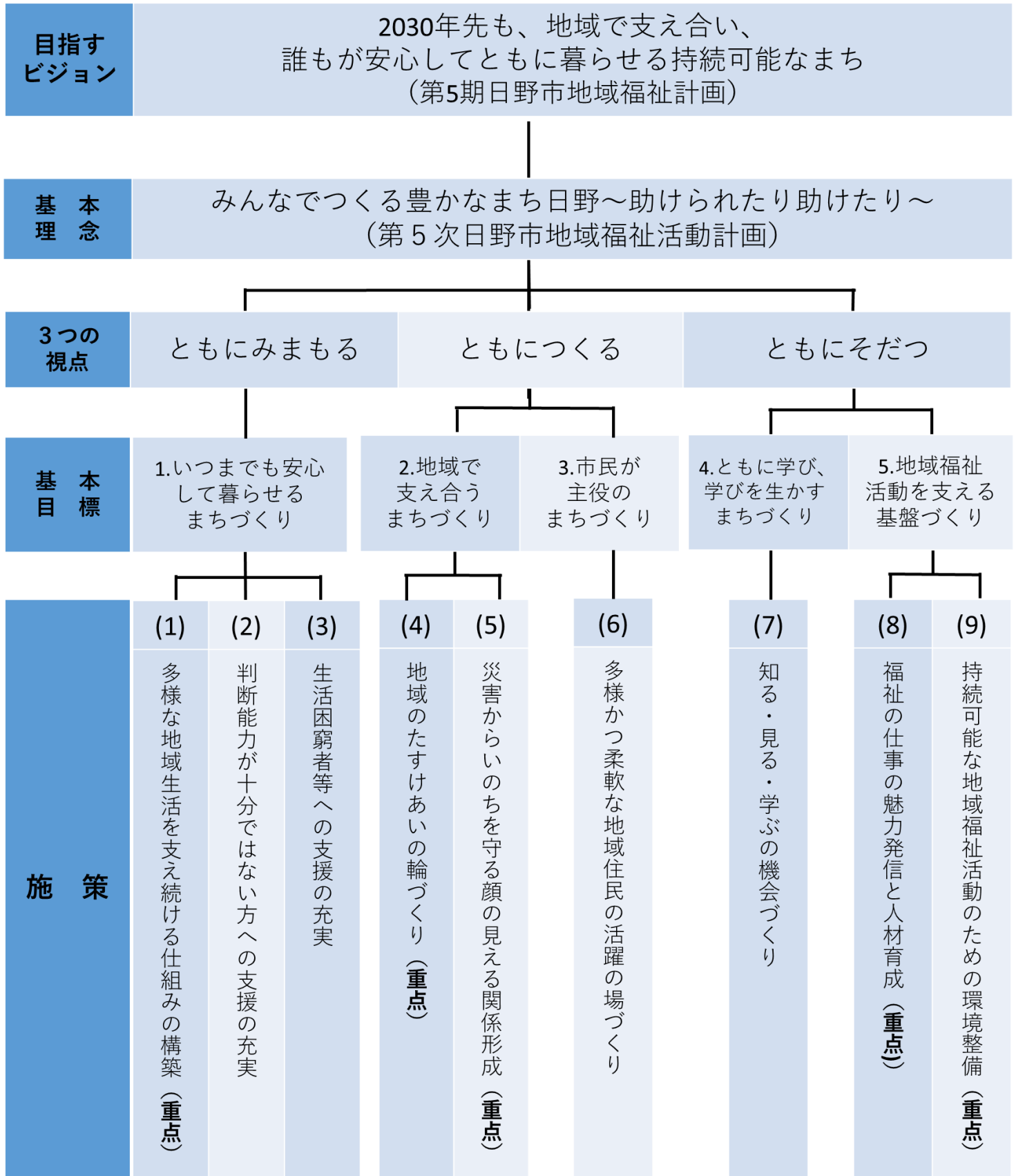


令和8年度（2026年度）

事業計画書

社会福祉法人 日野市社会福祉協議会

第5次日野市地域福祉活動計画における施策体系



3つの視点と5つの基本目標

基本理念を実現するため、基本目標を定めます。

◇ 視点1 とともにみまもる

■ 基本目標1 いつまでも安心して暮らせるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活の中での様々な課題を解決していくための福祉サービスの充実を、地域の強みを活かしながら図っていきます。

また、市民の権利を守り、適切な福祉サービスが利用できるよう相談支援体制づくりを進めていきます。

◇ 視点2 ともにつくる

■ 基本目標2 地域で支え合うまちづくり

地域が抱える課題に対して、同じまちで暮らす人同士が協力して解決に向けた支え合いが生まれるよう地域の交流や話し合いの場づくりの充実を図ります。

■ 基本目標3 市民が主役のまちづくり

誰もがボランティア活動や地域に関わることを通じ、生きがいややりがいを見出し市民一人ひとりが「地域の一員」として、ボランティア活動に加わるまちづくりを目指します。

◇ 視点3 とともにそだつ

■ 基本目標4 とともに学び、学びを生かすまちづくり

地域福祉への理解を深め、これからの地域を支える人材育成のため、福祉体験講座や多様な研修の機会を通じて福祉教育の充実を図っていきます。

■ 基本目標5 地域福祉活動を支える基盤づくり

地域福祉活動を推進するため福祉環境を整備するとともに、市民からの多様なニーズに対応できる相談支援機関としての機能向上を図ります。

目次

地域福祉活動推進事業拠点区分

地域福祉事業

地域ネットワーク事業	1
地域介護予防活動支援事業	1
障害者および高齢者団体等のバス借上補助	3
みんなといっしょの運動会（障害者運動会）	3
日野市居住支援事業に係る住宅相談等業務	3
視覚障害者への朗読広報作成（情報提供）業務	4

在宅福祉事業

在宅高齢者ケアサービス事業	5
移送サービス（日野ハンディキャブ）事業	6
高齢者食事宅配サービス事業	7
産後家庭向け配食サービス事業	8
車いす貸出事業	8
コミュニケーション支援事業	8

ボランティア活動推進事業

日野市ボランティア・センター	9
防災・減災をテーマにした地域づくり	12
日野市介護サポーター制度	13
日野市生涯学習支援システムポータルサイト「Hi Know!」	13

助成事業

歳末たすけあい地域福祉活動助成	14
地域支え合い福祉活動助成	14

生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金貸付事業	15
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	15
緊急小口資金等特例貸付の借受人のフォローアップ支援事業	16

福祉サービス利用援助事業

地域福祉権利擁護事業	16
------------	----

財産保全・管理サービス	17
成年後見制度利用促進事業	17

福祉人材育成事業

手話講習会事業	18
福祉教育ハートフルプロジェクト	20
移動支援従事者養成研修事業	20
福祉のしごと相談・面接会	21
福祉人材育成研修事業	21
社会福祉士養成のための実習生の受入	22

法人運営事業

組織運営事業	22
--------	----

公益事業拠点区分

福祉センター管理事業

日野市立中央福祉センターの管理運営	26
日野市立福祉支援センターたまだいらの管理運営	26

日常生活支援事業

訪問型サービスA生活援助型事業	27
訪問型サービスB生活援助型事業	28

収益事業拠点区分

自動販売機設置等管理事業	28
日野市役所内売店の運営	29
不動産賃貸事業	29

共同募金運動

赤い羽根共同募金運動

東京都共同募金会 日野地区協力会（募金業務）	29
東京都共同募金会 日野地区配分推せん委員会（配分業務）	30

歳末たすけあい運動

歳末たすけあい運動の実施	31
日野市社会福祉協議会組織図	32

地域福祉活動推進事業拠点区分

地域福祉事業

事業名	地域福祉ネットワーク事業
事業形態	自主事業
財源内訳	会費
担当係	地域支援係
地域福祉活動計画における視点	ともにつくる
目的	住民や様々な団体と連携・協働して多様なネットワークの構築を図り、課題発見の仕組みづくりや住民による主体的な地域福祉・交流活動を支援し、地域共生社会を目指す。 既に存在する同様の組織や活動との整合性を図り、住民が無理や無駄がなく活動していける基盤整備を市と協力して進める。
内容	多様な機関・団体と連携した地域づくり
具体的な取組	<p>(1) 地域包括支援センター等と連携した地域づくり 地域包括支援センターやケアマネジャー、フレイル予防推進員など高齢者の専門性のある機関・団体と連携し、ケアマネジメントとインフォーマルな活動との連携強化に向けた取り組みを実施する。</p> <p>(2) 住民主体の活動団体と連携した地域づくり 南平地区社協やサロン団体等や介護予防活動団体等と連携・協力をし、地域の交流の場（通いの場・居場所）づくりを推進する。</p> <p>(3) 社会福祉法人・施設等との連携による地域づくり 社会福祉法人や社会福祉施設等と連携し、生活に課題を抱えた（制度のはざまに置かれている）住民に対し専門性を活かした支援等や福祉人材の育成等の取り組みを推進する。</p> <p>(4) 日野市等が実施する委員会・会議体等と連携による地域づくり 自治体等に設置された委員会等に参加することにより課題の把握、取り組みの実施等を行う。</p> <p>(5) その他、専門職や民間団体と連携した地域づくり [多職種連携] 多様な専門職（セラピストや管理栄養士、保健師）や民間団体と協力し、地域課題に対し柔軟な支援・取り組みに対応する地域づくりを推進する。</p>

事業名	地域介護予防活動支援事業
事業形態	受託事業（日野市）
財源内訳	受託金
担当係	地域支援係
地域福祉活動計画における視点	ともにみまもる
目的	高齢者自ら要介護・要支援状態になることの予防に努めることができる環

	境を整備、地域住民による自主的な介護予防活動を育成、支援することで介護予防・フレイル予防につながる地域づくりを行う。
内 容	1. 介護予防活動団体への支援（立上げ・継続支援・モニタリング）
具体的な取組	<p>(1) 地域介護予防活動団体の立上げ支援 介護予防・フレイル予防活動推進や介護予防活動団体の立上げ支援として、「ひの健康貯筋体操」をはじめとする体操の指導・助言を行う。</p> <p>(2) 地域介護予防団体への継続支援 介護予防活動団体への訪問（モニタリング）を通じ、情報交換とともに専門職等による助言・相談を通じ、住民主体のフレイル予防活動の継続支援を行う。</p> <p>(3) その他 必要に応じて介護予防団体間の情報交換・交流の機会、顔の見える関係づくりに努める。</p>
内 容	2. フレイル予防リーダー養成講座ならびにフォローアップ研修
具体的な取組	<p>(1) フレイル予防リーダー養成講座の開催 地域でフレイル予防活動を行うボランティア人材の育成のため「フレイル予防リーダー養成講座」を開催する。</p> <p>(2) フレイル予防リーダーに対する実践の場の提供（実習） フレイル予防リーダーが行う「楽しいひの筋体操」を紹介し、実践的な地域活動に参加し、リーダーのスキルアップを図る。</p> <p>(3) フレイル予防リーダーの交流・勉強会 定期的な学習会、情報交換を実施、フレイル予防リーダー同士の交流や勉強会を行い、活動の継続・知識の研鑽を図る。</p>
内 容	3. オンライン型介護予防講座の実施
具体的な取組	自宅で手軽に行えるフレイル予防をコンセプトにオンライン型の「おうちでひの筋」の継続実施する。「ひの健幸貯筋体操」に加え、「頭の体操」や「口腔ケア講座」等、参加者同士のオンライン交流を実施する。
内 容	4. フレイル体力測定会の実施
具体的な取組	<p>市民のフレイル予防の意識醸成と体力の把握のため、体力測定会を実施する。実施にあたり、地域包括支援センターと連携し、準備・当日の運営を行うことで参加者への適切な支援につながる体制づくりを図る。</p> <p>(1) フレイル体力測定会（5回/年）</p> <p>(2) 測定結果の分析、適切な助言 測定結果を専門職により分析・評価（4段階）、個々に適切な（自分でできる）運動指導を助言する。</p> <p>(3) 運動の場の紹介 測定結果ごとに適した体操の場を紹介する。</p>
内 容	5. 適切な運動の場づくり
具体的な取組	<p>フレイル予防リーダーのほか、運動に専門性を持つ個人・グループ等と連携し、体力測定の結果に適した運動の場・体制づくりを図る。</p> <p>(1) 測定結果に応じた運動の場づくり フレイル予防リーダーや専門職（理学療法士と協力し、運動の場づくり）を行う。</p>

	(2) 運動の場の紹介 体力測定会参加者や地域包括支援センターから相談のあった市民に対し適した運動(体操)の場を紹介・提供する。
--	---

事業名	障害者および高齢者団体等のバス借上補助
事業形態	自主事業
財源内訳	会費
担当係	総務係
地域福祉活動計画における視点	ともにみまもる
目的	高齢者や障害者等の外出機会の促進、市民活動の活性化を図るため、障害者団体や高齢者団体等が実施する研修やボランティア活動等で利用した借り上げたバス費用の一部を補助する。
内容	1. 助成金申請受付および交付
具体的な取組	(1) 障害者・高齢者団体等から提出された助成金申請書類の受付・審査 (2) 申請書類に基づいた助成決定および申請団体へ助成可否通知の作成 (3) 事業実施後、申請団体が作成する交付請求書に基づいた助成
内容	2. 広報周知
具体的な取組	ひの社協だよりやホームページ等を活用し、事業の周知を行う。

事業名	みんなといっしょの運動会(障害者運動会)
事業形態	自主事業
財源内訳	寄附金、歳末たすけあい募金配分金
担当係	ボランティア係
地域福祉活動計画における視点	ともにつくる
目的	ソーシャル・インクルージョンの理念に基づき、だれもが楽しめる場を作ること。また、この場を通して、様々な団体や個人がつながりを作ることを目指す。
事業内容	障害者運動会の開催
具体的な取組	(1) 市内障害者施設・事業所のみならず、広報により市民の参加を呼びかけ、多様性の理解を深めてもらう。 (2) 初めてボランティア活動をする方に、本事業を通して様々な体験にチャレンジするきっかけとしてもらう。 (3) 日野市内社会福祉法人施設ネットワークの協力を得ることにより、さらなる広がりや連携強化を図る。

事業名	日野市居住支援事業に係る住宅相談等業務(あんしん住まいる日野)
事業形態	受託事業(日野市)

財源内訳	受託金
担当係	総務係
地域福祉活動計画における視点	ともにみまもる
目的	住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障害者等）を対象とした住宅相談窓口を設置し、必要となる居住支援サービスの案内と併せて民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する。また、相談者のニーズを把握し、入居に至らない要因の整理や課題解決の方法等の検討、住宅セーフティネット機能の強化を図る。
内容	1. 相談窓口の設置
具体的な取組	(1) 住宅相談専門員による住宅相談窓口の設置（毎週木曜日の午後） (2) 相談方法 来所相談を基本とし、必要に応じて電話相談や専門員による訪問や住宅相談会等を行い、相談者にとって相談しやすい体制を取る。
内容	2. 関係機関との連携
具体的な取組	(1) 日野市居住支援協議会 住宅確保要配慮者が抱える居住に関する問題の解決策を協議し、居住支援体制の強化を図る。 (2) 定例会の開催 日野市関係部署との定例会を年3回開催し、相談者の情報共有を図る。 (3) 社協内他係や関係機関との協力 住宅確保要配慮者が入居後、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住まい探しに限らず支援していく。

事業名	視覚障害者への朗読広報作成（情報提供）業務
事業形態	受託事業（日野市）
財源内訳	受託金
担当係	地域支援係
地域福祉活動計画における視点	ともにみまもる
目的	日野市の情報のデージー版を作成（録音・編集）し、視覚に障害のある方へ日常生活に必要な情報の提供を行う。
内容	1. 朗読（デージー）版「広報ひの」の作成
具体的な取組	視覚障害者への情報保障を目的に音訳版「広報ひの」の作成をする。 (1) 業務内容 ①朗読・編集・郵袋業務 朗読サークルひの ②会場確保・調整業務 日野市社会福祉協議会 (2) 内容・回数 ①通常号（A4判）12回 [内訳 32頁：8回、40頁：4回] ②臨時号（B4判）2回 [内訳 4頁：1回、2頁：1回] ③日野市ごみ情報誌「エコー」 2回
内容	2. 朗読（デージー）版「ひの市議会だより」の作成（年4回）

具体的な取組	<p>視覚障害者への情報保障を目的に音訳版「市議会だより」の作成する。</p> <p>(1) 業務内容</p> <p>①朗読・編集・郵袋業務 朗読サークルひの</p> <p>②会場確保・調整業務 日野市社会福祉協議会</p> <p>(2) 回数 4回</p>
--------	---

在宅福祉事業

事業名	在宅高齢者ケアサービス事業
事業形態	補助事業（日野市）
財源内訳	参加費、利用料、補助金、繰越金
担当係	在宅サービス係
地域福祉活動計画における視点	ともにみまもる
目的	日常生活に支援が必要な在宅高齢者を対象に、市民参加による会員制の家事援助等の活動や体操、クラブ活動等の交流事業を実施することにより、市民相互の支え合いの仕組みをつくりながら在宅生活を支援する。
内容	1. 利用会員（在宅高齢者）の生活支援
具体的な取組	<p>(1) 相談員の配置</p> <p>日常生活圏域ごとに相談員1名を配置し、利用会員からの在宅生活に関する相談に応じ、利用会員自身が生活への力を発揮できるよう支えながら生活支援を行う。また、支援にあたっては、協力会員のみならず、利用会員の家族・親族や支援機関、市民活動団体等とも連携し、相談、情報提供、連絡調整、活動を行う。</p>
内容	2. 協力会員（市民の協力者）の活動支援
具体的な取組	<p>(1) 研修会の開催（年1～2回）</p> <p>新規の協力会員を中心に、高齢者理解や在宅生活に必要な生活支援、介護等、活動に関する知識や技術を学ぶために開催する。</p> <p>(2) 協力会員が活動の幅を広げられるよう、希望者に活動実習を行う。</p> <p>(3) 新規の協力会員が早い段階で活動経験が積めるよう、積極的に協力依頼を行う。</p> <p>(4) 意見交換会の開催（年1回）</p> <p>協力会員同士が日頃の活動について情報交換しながら、今後の活動について一緒に考えていくために開催する。</p> <p>(5) 協力会員の活動現状や今後の希望を把握するための意向確認の実施</p>
内容	3. 会員募集の強化
具体的な取組	<p>(1) 事業説明会の開催（年3～4回）</p> <p>協力会員を募集するため開催する。必要に応じて、他事業の協力者募集と合わせた開催を検討する。</p> <p>(2) 広報活動の工夫</p> <p>ひの社協だよりやホームページ等で広報周知しながら、日野市公式</p>

	LINE 等の広報媒体の活用や周知方法を検討する。
内 容	4. 地域での支えあいの仕組みづくり
具体的な取組	<p>(1) 交流行事の開催 協力会員と利用会員が交流を深め、介護予防の視点を取り入れながら健康的な生活が送れるよう次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はつらつ体操（毎月開催） ・おしゃべりサロン（年5回） ・バスハイク（年1回） ・新年会（年1回） <p>(2) 広報紙「ねっとわーく」の発行 広報紙を年6回発行し、事業や地域に関する情報を提供することで会員の活動への参加を促す。</p> <p>(3) クラブ活動の支援 会員同士の交流を目的としたクラブ活動の支援を行うとともに休止中のクラブには聞き取りを行い必要な支援を検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻雀クラブ ・料理クラブ（休止中） ・英会話クラブ（休止中）

事業名	移送サービス（日野ハンディキャブ）事業
事業形態	補助事業（日野市）
財源内訳	補助金、利用料
担当係	地域支援係
地域福祉活動計画における視点	ともにみまもる
目的	身体的もしくは認知機能を理由に一人で公共交通機関での移動が困難な市内在住・在宅の高齢者や障害者が気軽に外出できるよう、福祉車両を使い外出支援を行う。
内 容	1. 福祉車両による高齢者や障害者の移動・外出支援
具体的な取組	<p>(1) 福祉車両6台による移動が困難な高齢者等の外出支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型車両（ストレッチャー対応） 2台 ・普通車両（ストレッチャー対応） 1台 ・普通車両（車いす対応） 1台 ・軽自動車（車いす対応） 2台 <p>(2) 利用支援（新規申込・予約配車）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①利用希望の高齢者等の相談を受け、訪問調査を実施する。 ②利用者の要請（予約）に基づき、福祉車両を配車する。
内 容	2. 運転協力者の確保（養成）
具体的な取組	<p>(1) ハンディキャブ車両の運転協力者を確保・育成 福祉有償運送運転者講習等の実施の検討、運転協力者の募集（確保）に努める。</p> <p>(2) 運転協力者に対する研修</p> <ol style="list-style-type: none"> ①運転協力を始める方を対象とした「福祉有償運送運転者講習会」 ②運転協力者を対象とした「患者等搬送乗務員基礎講習」 <p>(3) 運転協力者連絡会 利用状況の情報共有のため毎月1回、連絡会を開催する。</p>

内 容	3. 健全・安全を配慮した持続可能な運営体制の再構築
具体的な取組	(1) 円滑な運営体制の継続的な検討・分析 日野市福祉移送サービス事業補助要綱の改正ならび料金体系の改正に伴い、利用者や支援者の変化考察・分析、関係機関とも共有し持続可能な事業運営等を継続する。

事 業 名	高齢者食事宅配サービス事業
事業形態	受託事業（日野市）
財源内訳	受託金
担当係	在宅サービス係
地域福祉活動計画における視点	ともにみまもる
目 的	身体機能の低下や疾病等により買い物・調理が困難となった在宅高齢者を対象に、栄養管理した昼食・夕食弁当を提供、食の確保や健康状態の維持を支援する。 配達時は利用者へ直接手渡すことで見守り・安否確認を行う。
内 容	1. 在宅高齢者への栄養管理した昼食・夕食の提供
具体的な取組	(1) 在宅高齢者への定期的な昼食弁当の配達 ①市内4圏域に担当者を配置し利用者宅を訪問。現在の生活状況や弁当の希望を聞き取り、事業者につなげる。 ②市営の配食事業の利用要件を満たさない場合は、市と協定を結んだ民間の事業者を紹介する。 ③事業者ごとに栄養管理された献立による食事を提供し、食習慣や栄養摂取の維持・改善を図る。 (2) 在宅高齢者への定期的な夕食弁当の配達 ①利用者からの問い合わせを受け、事業者につなげる。 ②市営の配食事業の利用要件を満たさない場合は、市と協定を結んだ民間の事業者を紹介する。 ③事業者は栄養管理された献立による食事を提供し、食習慣や栄養摂取の維持・改善を図る。
内 容	2. 利用者の見守り・安否確認の実施
具体的な取組	(1) 見守り・安否確認の実施 弁当配達を通して、地域で孤立しがちな在宅高齢者の見守りを行う。 (2) 緊急対応 利用者不在時や異変発生時は、緊急連絡先や地域包括支援センター等の関係機関に速やかに連絡し必要な対応を取る。
内 容	3. 安定したサービス体制の確保
具体的な取組	(1) 日野市と情報交換を行い、サービス体制の安定化を図る。 (2) 配食事業者を訪問することでサービス体制を把握する。 (3) 配食事業者と情報交換を行い、サービス体制の質の向上を図る。 (4) 利用者へアンケートを実施しサービスの質の向上を図る。

事業名	産後家庭向け配食サービス事業
事業形態	受託事業（日野市）
財源内訳	受託金
担当係	在宅サービス係
地域福祉活動計画における視点	ともにみまもる
目的	産後の母親を対象に栄養管理した昼食弁当を提供することで健康を保持し、安定した新生児の育児支援を目指す。また、配達時は産後の母親の健康状態等の見守りを行う。
内容	1. 産後の母親への栄養管理した昼食の提供
具体的な取組	<p>(1) 訪問調査・調整 担当職員2名が利用者からの希望や生活状況を把握した上で、配食事業者より定期的な昼食が届けられるよう調整する。</p> <p>(2) 栄養摂取の維持 配食事業者ごとに栄養管理された献立による食事を提供し、産後の母親や同居の未就学児の栄養摂取の維持を図る。</p>
内容	2. 利用者の見守り・安否確認の実施
具体的な取組	<p>(1) 見守り・安否確認の実施 弁当配達を通して、健康状態に配慮が必要な産後の母親の見守りを行う。</p> <p>(2) 緊急対応 異変発生時は、緊急連絡先や子ども家庭支援センター等の関係機関に速やかに連絡し必要な対応を取る。</p>

事業名	車椅子貸出事業
事業形態	自主事業
財源内訳	利用料
担当係	総務係
地域福祉活動計画における視点	ともにみまもる
目的	高齢、障害、怪我等で歩行が困難な方へ一時的な車椅子の貸出を行う。
内容	利用者が理
具体的な取組	<p>(1) 車椅子の貸出 日野事務所および高幡事務所において貸し出す。貸出をスムーズにするため、在庫管理を徹底しメンテナンスを実施する。</p> <p>(2) 車椅子の配送 利用者や同居の家族なども外出困難な場合、車椅子を配送することで利用者の利便性を高める。</p>

事業名	コミュニケーション支援事業
-----	---------------

事業形態	受託事業（日野市）
財源内訳	受託金
担当係	総務係
地域福祉活動計画における視点	ともにみまもる
目的	聴覚障害者の情報保障やコミュニケーションの円滑化を図り、社会参加の機会向上のため、手話通訳者等を派遣する。 聴覚障害者が地域で安心して暮らせるよう相談を受け、関係機関と連携して支援する。
内容	1. 利用者支援
具体的な取組	(1) 手話通訳者および要約筆記者の派遣調整 (2) 聴覚障害者へ社会資源等の情報提供 (3) 関係機関と連携し、合理的配慮の提供に関する情報提供 (4) 利用者懇談会の開催
内容	2. 手話通訳者の確保・定着
具体的な取組	手話通訳のニーズに対応していくため、人材の確保と定着を図っていく。
内容	3. 手話通訳者の資質向上
具体的な取組	(1) 手話通訳者研修の実施 ①フォローアップ研修 対象：新規登録手話通訳者、経験年数の短い（5年）通訳者 ②スキルアップ研修 対象：経験年数に関係なく登録手話通訳者として活動している者 ※①および②の内容については、日野市登録手話通訳者の会、日野市聴覚障害者協会の協力のもと、共に検討していく。 (2) 他団体が実施する研修の案内 (3) 健康診断や頸肩腕健診の案内
内容	4. 関係機関との連携
具体的な取組	(1) 関係機関との連携 よりよい支援を目指し、日野市、日野市登録手話通訳者の会、日野市聴覚障害者協会等の関係機関と連携する。 (2) 意思疎通支援に関する運営委員会の開催（年2回）

ボランティア活動推進事業

事業名	日野市ボランティア・センター
事業形態	自主事業
財源内訳	参加費、手数料、寄附金、歳末たすけあい募金配分金、繰入金
担当係	ボランティア係
地域福祉活動計画	ともにつくる

における視点	
目的	市民ボランティアや市民活動団体の活動の支援を行うこと。 市民からの相談を受け、解決まで支援を行うこと。 それぞれの個人や団体の多様性をカにし、支え合える環境を作ることを目的とする。
事業内容	1. ボランティア相談・コーディネート
具体的な取組	(1) ボランティア活動に関する相談・調整 (2) ボランティアグループやNPO・市民活動団体に対する相談支援 (3) ボランティア保険の案内・加入手続き (4) ボランティア管理システムの活用 (5) ボランティア窓口相談員の配置および連絡会（月1回）の開催 (6) 多様で複雑な課題を抱える方の相談 必要に応じて保健医療分野をはじめとした適切な相談支援機関へ橋渡しをする。 (7) 企業の新任社員向け研修生の受入 福祉施設と連携しボランティア体験の受入を行い、地域の一員として積極的に行動できる人材育成を目指す。
事業内容	2. 多様なネットワークの構築
具体的な取組	(1) 市民活動を行う団体との連携（例：「市民フェア」開催支援等） (2) ボラネット多摩（中央大学、明星大学、法政大学、東京都立大学、実践女子大学等）との連携 (3) NPO法人フードバンクTAMAとの連携協定（平成29年1月19日締結）に基づいた、子どもの貧困対策並びに生活困窮者支援 (4) NPO法人国際ボランティア学生協会（IVUSA）との連携協定（令和3年3月締結）に基いた、学生のボランティア活動への参加参画の機会の創出 (5) 南多摩ブロック職員の会 ボランティア担当者会議への参加 (6) ボランティア交流会の開催
事業内容	3. ボランティア情報の発信
具体的な取組	(1) 広報紙「ボランティアインフォメーション」の発行（月3,500部） 地域のボランティアや障害者施設の協力により、市内広範囲に配布し、新たな活動者の発掘とボランティア文化の醸成を図る。 (2) 公式LINEの積極的な活用 (3) ホームページやFacebook・X・Instagramの定期的な更新 インターネットを活用した情報発信を強化する。
事業内容	4. 福祉体験講座
具体的な取組	(1) 福祉教育ハートフルプロジェクトとの連携 福祉体験講座の充実を図ることにより、多様性の理解を促進し、将

	<p>来の福祉・まちづくりの担い手を育成していく。</p> <p>(2) 障害当事者を講師とした講座の実施 肢体不自由・視覚障害・聴覚障害等の当事者を講師とし日常生活の様子等を知ることで、誰もが暮らしやすい社会について想像力を持ち行動するきっかけとしていく。</p> <p>(3) 教員と共に考え作る福祉教育プログラムの実施 福祉教育プログラムは教員と共に考え、丁寧な手順を踏み作成する。</p>
事業内容	5. 傾聴ボランティアの養成・活動支援
具体的な取組	<p>(1) 傾聴ボランティア入門講座の開催 地域の高齢者や施設入所者の見守り・話し相手を行うボランティア人材を育成・発掘する。</p> <p>(2) 傾聴ボランティア情報交換会およびフォローアップ研修の開催 傾聴ボランティア間の交流促進と資質向上を目指す。</p> <p>(3) 福祉施設や地域包括支援センターへの積極的な広報周知</p> <p>(4) 活躍の場づくりと支援 ①ドレミの部屋 ②茶屋よりそい ③その他</p>
事業内容	6. 夏の体験ボランティア
具体的な取組	<p>(1) 夏の体験ボランティアの開催</p> <p>(2) 若い世代への働きかけ 福祉の仕事に関心を持ってもらい、福祉分野の担い手育成に繋げる。</p> <p>(3) ボランティア受入団体の状況に合わせたプログラム開発・提案</p>
事業内容	7. まちづくり人プロジェクト委員会の運営
具体的な取組	<p>地域の生活課題や福祉ニーズについて、福祉・環境・まちづくり等多様な分野の関係者が集い、解決に向けて話し合う「まちづくり人プロジェクト委員会」の事務局を務める。</p> <p>【まちづくり人プロジェクト委員会の役割】</p> <p>①市民・ボランティア・市民活動団体・学校・企業・福祉関係者等との多様なネットワークをつくる。</p> <p>②委員会の場で、各個人・団体が持つ情報を交換・共有し課題等について協議し実施する。</p> <p>③まちづくり人（地域の担い手）を発見・創出する事業を行う。</p> <p>④ボランティアセンターへの助言とサポートを行う。</p> <p>⑤多様性の理解について、イベントや講座開催を検討する。</p>
事業内容	8. スマートフォンボランティア活動支援
具体的な目的	<p>(1) 中央公民館と連携したスマホお助け隊の育成・登録・研修</p> <p>(2) 地域支援係と連携したスマホお助け隊のコーディネート</p> <p>(3) 個別相談会および相談サロンの開催 スマートフォンに不慣れな市民の支援を行う。</p>
事業内容	9. 市民活動団体等の広報活動支援

具体的な取組	広報ツールの紹介や具体的な手法を提供し、広報活動の支援をすることにより、市民活動団体等と顔の見える関係をつくる。
事業名	防災・減災をテーマにした地域づくり
事業形態	自主事業・受託事業（日野市）
財源内訳	参加費、手数料、寄附金、歳末たすけあい募金配分金、繰入金、受託金
担当係	ボランティア係
地域福祉活動計画における視点	ともにつくる
目的	「災害に強いまち＝地域のつながりが強いまち」をテーマに市民と関係機関と共に防災・減災活動に取り組むことを目的とする。
事業内容	1. 日野市民でつくる防災・減災シンポジウム
具体的な取組	<p>(1) 日野市民でつくる防災・減災シンポジウムの開催 市民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織との横の連携を強め、災害に強いまちづくりを目指す。</p> <p>(2) 市民有志（主に自主防災活動に取り組む個人・団体）により組織される実行委員会の事務局を務める。</p>
事業内容	2. 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練
具体的な取組	<p>(1) 大規模災害時に災害ボランティアセンターの設置運営を行うための訓練を市民や関係機関と共に行う。</p> <p>(2) 災害時に起こり得る様々な場面を想定し、災害ボランティアセンターの運営訓練を行う。</p> <p>(3) 災害時要配慮者の課題と対応をテーマとした訓練を実施する。</p> <p>(4) 社会福祉法人ネットワークの参加協力を得て訓練を実施する。</p> <p>(5) 感染症にも対応した災害ボランティアセンターの運営について検討する。</p> <p>(6) オンラインを活用し災害ボランティアセンターの効率的な受付等の運営ができるように整備する。</p> <p>(7) 日野市社会福祉協議会のBCPを考慮した、災害ボランティアセンターの運営の検討を行う。</p>
事業内容	3. 地域の防災・減災活動の支援
具体的な取組	<p>(1) 市民・自治会・学校・行政・その他関係機関の要請により（一部受託事業）「DIG（災害イメージ訓練）」「HUG（避難所運営訓練）」「避難訓練」等の防災プログラムの実施支援を行う。</p> <p>(2) 小中学校区の防災会の立ち上げ支援を行う。</p> <p>(3) 避難所運営マニュアルの作成支援を行う。 避難所運営マニュアル作成の段階で、福祉的配慮や災害ボランティアセンターの役割をマニュアルに取り入れてもらい、有事の際の連携を強める。</p>

	(4) 有事において迅速な避難所立ち上げと避難者対応ができるよう、地域防災会に設置する「初動BOX」作成支援を行う。
--	--

事業名	日野市介護サポーター制度
事業形態	受託事業（日野市）
財源内訳	受託金
担当係	ボランティア係
地域福祉活動計画における視点	ともにそだつ
目的	日野市内在住の65歳以上の方を対象に、介護保険施設等でのボランティア活動を通じ、介護予防についての理解を深めていただくこと、また積極的な社会参加や地域貢献を行うことにより、いつまでも元気な高齢者を目指していただくことを目的とする。
事業内容	1. 介護サポーター制度の運営・相談支援
具体的な取組	(1) 内容 ①活動希望者に対する制度説明および登録手続きを行う。 ②登録者の希望に応じて、適切な活動先を紹介する。 ③制度の周知を目的とした広報活動を行う。 ④制度に関する説明会を開催する。 ⑤事務管理を行う。（登録者情報の管理、交付金の請求手続き等） ⑥介護サポーター向け講座・研修会等を開催し、登録者の介護予防とボランティア活動のスキルアップを図る。 (2) 登録者数の管理
事業内容	2. ボランティア活動対象施設の管理・連絡調整
具体的な取組	(1) 本制度登録施設および登録を希望する施設の把握・管理 (2) ボランティア受入に関する連絡調整の実施

事業名	日野市生涯学習支援システムポータルサイト「Hi Know!(ひのぅ)」
事業形態	補助事業（日野市）
財源内訳	補助金
担当係	ボランティア係
地域福祉活動計画における視点	ともにそだつ
目的	市内のイベント、団体・サークル活動等を紹介するポータルサイトを展開し、“新たな発見” “人との出会い” “地域とのつながり” “夢の実現”等のきっかけづくりとする。 様々な団体・グループ等とともに市民目線で情報発信を行うことを目的とする。
事業内容	ポータルサイト「Hi Know!」の運営
具体的な取組	(1) 情報発信 「イベント情報」「団体情報」「講師情報」の発信を通じ、市民の社

	<p>会参加の促進と地域の活性化を図る。</p> <p>(2) 登録団体および登録講師による情報発信の支援</p> <p>(3) より多くの市民に周知するための広報活動</p>
--	--

助成事業

事業名	歳末たすけあい地域福祉活動助成
事業形態	歳末たすけあい募金配分金事業
財源内訳	歳末たすけあい配分金
担当係	総務係
地域福祉活動計画における視点	ともにつくる
目的	歳末たすけあい募金を原資とした助成金を、障害者団体や当事者団体等に交付し、地域福祉活動の推進を図る。
内容	助成対象団体への助成
具体的な取組	<p>(1) 歳末たすけあい運動期間に合わせた助成団体の募集</p> <p>(2) 申請書類の審査・精査および申請団体への申請結果通知の作成</p> <p>(3) 事業実施報告書の受理・確認</p>

事業名	地域支え合い福祉活動助成
事業形態	独自事業
財源内訳	会費、歳末たすけあい募金小地域福祉活動費
担当係	地域支援係
地域福祉活動計画における視点	ともにつくる
目的	<p>地域で当事者や住民同士の仲間づくり、情報交換といった居場所づくりを行っている地域交流サロン等の非営利団体等に会費を原資とした助成金を交付し、住民主体の地域福祉活動の活性化を図る。</p> <p>原資となる会費が減収していることから、令和8年度要綱改正を目指し、生活支援コーディネーターとも協議しながら助成金配分について検討を続けていく。</p>
内容	地域支え合い活動団体への助成
具体的な取組	<p>(1) サロン団体等へ助成金交付 地域交流サロンへの支援として助成金を交付する。</p> <p>①新規団体 上限 30,000 円 ②継続団体 上限 30,000 円（市補助団体 上限 20,000 円）</p> <p>(2) 地区社協への助成 住民主体で地域課題を解決する地区社協の支援として助成金を交付する。</p>

生活福祉資金貸付事業

事業名	生活福祉資金貸付事業
事業形態	受託事業（東京都社会福祉協議会）
財源内訳	受託金
担当係	総務係
地域福祉活動計画における視点	ともにみまもる
目的	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、必要な相談援助と資金の貸付を行う。 日野市、民生委員等の関係機関と連携しながら制度の周知を図るとともに、きめ細やかな相談事業を実施し、利用者との信頼関係を築く。 償還完了までの支援が継続できるよう関係機関と連携していく。
内容	1. 相談支援
具体的な取組	相談者にとってよりよい支援を実践するため、関係機関と連携・調整を図りながら適切な相談支援を実施する。
内容	2. 貸付および償還事務手続き
具体的な取組	下記の資金について、申請および償還に必要な相談支援および手続きを行う。 （1）福祉費 （2）教育支援資金 （3）緊急小口資金 （4）総合支援資金 （5）不動産担保型生活資金および要保護世帯向け不動産担保型生活資金
内容	3. 日野市生活福祉資金貸付事業（平成21年度終了事業/償還業務のみ）
具体的な取組	借受人に対し定期的に郵送物を送付、居住確認を行う等償還活動を推進する。

事業名	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
事業形態	受託事業（東京都社会福祉協議会）
財源内訳	受託金
担当係	総務係
地域福祉活動計画における視点	ともにみまもる
目的	東京都内において、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。
内容	相談支援および貸付申請事務手続き
具体的な取組	（1）申請書類の受付 ①日野市、東京都社会福祉協議会等の関係機関と連携・調整を図る。 ②申請書類受付後、速やかに事務手続きを行う。

	<p>(2) 資金内容</p> <p>①訓練促進資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職に有利な資格を取得するための入学準備金 ・一定期間の研修が修了し、就職するための就職準備金 <p>②住宅支援資金</p>
--	---

事業名	緊急小口資金等特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事業
事業形態	受託事業（東京都社会福祉協議会）
財源内訳	受託金
担当係	総務係
地域福祉活動計画における視点	ともにみまもる
目的	新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付は、令和2年3月25日から開始され令和4年9月末日をもって申請受付を終了した。この貸付の借受人で、生活に困窮し、生活再建のために支援が必要な借受人对し、適切なフォローアップ支援を行う。
内容	フォローアップ支援
具体的な取組	<p>(1) 償還手続き及び償還免除・償還猶予申請手続きの支援</p> <p>(2) 償還免除や行った借受人へのフォローアップ支援</p> <p>(3) 償還免除申請に未応答の借受人へのフォローアップ支援</p> <p>(4) 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人へのフォローアップ支援</p> <p>(5) 自立相談支援機関等の関係機関との連携</p> <p>(6) 東京都社会福祉協議会への調査・報告等</p>

福祉サービス利用援助事業

事業名	地域福祉権利擁護事業
事業形態	受託事業（東京都社会福祉協議会）
財源内訳	受託金、利用料、利息
担当係	権利擁護係
地域福祉活動計画における視点	ともにみまもる
目的	認知症や障害により判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らしていくことをサポートする。
内容	地域福祉権利擁護事業の実施
具体的な取組	<p>(1) 福祉サービス利用援助 本人の意向を丁寧に確認しながら、関係機関とも連携し、適切な福祉サービスの利用ができるよう支援する。</p> <p>(2) 日常的金銭管理サービス 利用者本人の希望や必要性に応じ、生活費の払戻しや支払い支援を行う。</p>

	<p>(3) 書類等預かりサービス 本人の希望により、通帳や重要書類等の預かりをおこない、本人が安心して生活できるよう支援する。</p> <p>(4) 生活支援員の育成 ①生活支援員連絡会の開催（年3回） ②生活支援員募集説明会の開催（年1回）</p> <p>(4) 広報・啓発 パンフレットを作成し、関係機関への事業説明を積極的に行う。</p> <p>(5) 権利擁護センター日野運営委員会の開催（年4回）</p> <p>(6) 会議・研修等への参加 ①東京都社会福祉協議会等が主催する各種会議や研修会へ参加する</p>
--	---

事業名	財産保全・管理サービス
事業形態	自主事業
財源内訳	利用料
担当係	権利擁護係
地域福祉活動計画における視点	ともにみまもる
目的	判断能力に支障はないが病弱・虚弱、障害等で日常生活が困難な方が地域で安心して暮らしていくことをサポートする。
内容	財産保全・管理サービスの実施
具体的な取組	判断能力に支障はないが、病弱、障害等で日常生活が困難な方を対象に地域福祉権利擁護事業に準ずる支援を行う。

事業名	成年後見制度利用促進事業
事業形態	受託事業（日野市）
財源内訳	受託金
担当係	権利擁護係
地域福祉活動計画における視点	ともにみまもる
目的	成年後見制度を始めとする権利擁護支援について、市民・関係機関等の相談援助を行うとともに、専門職・関係機関等とのネットワークを構築することで制度の利用促進を行う。
内容	1. 成年後見制度利用促進事業の実施
具体的な取組	<p>(1) 地域連携ネットワークの構築</p> <p>①権利擁護アドバイザー会議の実施（年12回程度） 関係機関等からの相談ケースに対して、医師、弁護士、司法書士、社士等専門家による、検討支援会議を実施し、支援方針について助言を受けられる機会を提供する。</p> <p>②成年後見関係機関ネットワーク会議（年1回） 関係機関と専門職による、顔の見える関係づくりと、課題共有、ス</p>

	<p>キルアップのために研修会・会議を実施する。</p> <p>(2) 広報・啓発活動</p> <p>①日野市、多摩南部成年後見センターとの協働により、市民向けの成年後見制度説明会を実施する。</p> <p>②関係機関・団体等の希望に応じ、後見制度等の出張説明会を実施する。</p> <p>③チラシ、パンフレット等の作成と発行を行う。</p> <p>(3) 相談支援</p> <p>①本人や親族、支援機関等に対し、電話相談や面談をおこない、成年後見制度や関連諸制度の説明を通して、適切な制度利用を促進する。</p> <p>②相談者の希望に応じ、後見人等候補者の紹介やマッチング支援を行う。</p> <p>(4) 後見人選任後の支援</p> <p>①後見人就任後、必要に応じたモニタリングを行う。</p> <p>②後見人を含めた、支援チームの形成支援を行う。</p> <p>(5) 市民後見人の活躍支援</p> <p>①市民後見人向けの学習・交流会を実施する。(年1回)</p> <p>②市民後見人の支援が必要と判断されたケースについて、本人状況等を加味した上で、家庭裁判所に後見人候補者として推薦する。</p> <p>(6) 会議・研修会等への出席</p> <p>東京都や家庭裁判所、東京都社会福祉協議会、専門職団体等の開催する会議や研修会に参加することで、最新の動向を把握し職員のスキルアップを図る。</p>
内 容	2. 法人後見監督の実施(自主事業)
具体的な取組	家庭裁判所から選任を受けた市民後見人の後見監督人として、必要な助言やフォローをおこない、市民後見人が安心して活躍できるよう監督する。

福祉人材育成事業

事業名	手話講習会事業
事業形態	受託事業(日野市)
財源内訳	受託金
担当係	総務係
地域福祉活動計画における視点	ともにそだつ
目的	手話言語および手話表現技術、聴覚障害(者)に関する基本的な知識を習得することを目指す。健聴者と聴覚障害者との相互理解を深め、手話全般に関する啓発および普及を図る。 また、将来に亘り日野市登録手話通訳者を増やす。
内 容	1. 手話講習会の実施

<p>具体的な取組</p>	<p>厚生労働省「手話奉仕員」「手話通訳者」養成カリキュラムに基づき、手話講習会を開催し、コース・クラス別で手話通訳者や当事者による講演会等を実施する。</p> <p>(1) 内容</p> <table border="1" data-bbox="461 282 1402 562"> <thead> <tr> <th>コース名</th> <th>クラス名</th> <th>回数</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">コミュニケーション</td> <td>入門(昼・夜)</td> <td>各28回</td> <td>各30人</td> </tr> <tr> <td>基礎(昼・夜)</td> <td>各31回</td> <td>各30人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">通訳養成</td> <td>基本(昼・夜)</td> <td>各33回</td> <td>各15人</td> </tr> <tr> <td>応用実践(昼)</td> <td>各31回</td> <td>各10人</td> </tr> <tr> <td>試験対策(昼のみ)</td> <td>5回</td> <td>8人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 開閉講式 全クラス合同開催とする。 ① 開講式 5/13 (水) 19:00~20:30 ② 閉講式 3/17 (水) 19:00~20:30 ※会場はいずれも日野市市民の森ふれあいホール</p> <p>(3) 通訳養成コース面談の実施 4/21 (火)</p> <p>(4) 講演会の開催 5回 ①入門・基礎クラス合同(昼・夜) 各1回 ②基本クラス(昼・夜) 各1回 ③応用実践クラス(昼) 各1回</p> <p>(5) ろうゲストによる講演会 5回 ①入門・基礎クラス合同(昼・夜) 各1回 ②基本クラス(昼・夜) 各1回 ③応用実践クラス(昼) 各1回</p> <p>(6) テキスト変更に伴う機材等の準備 厚生労働省の手話奉仕員養成カリキュラムに対応したテキストが変更され、令和7年度より入門クラスで導入した。従前のDVDを使った学習方法からクラウドを使う方法となり、パソコン・Wi-Fiによるインターネット接続が必要となる。今年度より、基礎クラスでもこの新テキストを導入することから、機材を準備する。また、必要があれば、開講前に講師・助手を対象とした新テキスト勉強会を開催する。</p>	コース名	クラス名	回数	定員	コミュニケーション	入門(昼・夜)	各28回	各30人	基礎(昼・夜)	各31回	各30人	通訳養成	基本(昼・夜)	各33回	各15人	応用実践(昼)	各31回	各10人	試験対策(昼のみ)	5回	8人
コース名	クラス名	回数	定員																			
コミュニケーション	入門(昼・夜)	各28回	各30人																			
	基礎(昼・夜)	各31回	各30人																			
通訳養成	基本(昼・夜)	各33回	各15人																			
	応用実践(昼)	各31回	各10人																			
	試験対策(昼のみ)	5回	8人																			
<p>内 容</p>	<p>2. 保育制度</p>																					
<p>具体的な取組</p>	<p>試験対策クラスを除く、各昼クラス受講生を対象に、市の保育協力員派遣事業を活用し保育対応を実施する。日中時間帯に保育対応をすることで、子育て世代への講習会参加を促し、手話通訳者養成の拡充を図る。</p>																					
<p>内 容</p>	<p>3. 手話通訳者全国統一試験受験合格者の輩出</p>																					
<p>具体的な取組</p>	<p>応用実践クラスおよび試験対策クラスの受講生は、手話通者全国統一試験受験を必須とし、合格者1人以上を輩出できるよう努める。</p>																					
<p>内 容</p>	<p>4. 講師・助手会議等の開催</p>																					
<p>具体的な取組</p>	<p>円滑な運営および事業の充実を図るため、日野市・日野市聴覚障害者協会・日野市登録手話通訳者の会・ひの手話サークルと定期的な会議や打合せを行う。</p>																					

	<p>(1) 講師助手会議 (年2回程度)</p> <p>(2) 次年度検討会 (年2回程度)</p> <p>(3) 選考委員会 (年1回程度)</p> <p>(4) その他必要に応じた会議の開催</p>
--	--

事業名	福祉教育ハートフルプロジェクト
事業形態	受託事業 (日野市)
財源内訳	受託金
担当係	ボランティア係
地域福祉活動計画における視点	ともにそだつ
目的	日野市独自の福祉教材 (ハートフルブック) を活用した福祉体験や障害当事者等との交流を通じて、子どもたち一人一人が、多様性や違いを考えるきっかけ作りを行うことで、障害 (者) 差別や偏見をなくし、お互いを認め合える育ちを促すことを目的とする。
事業内容	福祉教育ハートフルプロジェクト事業の運営
具体的な取組	<p>(1) 児童生徒への内容 各学校の特色等に応じて、下記を3個以上組み合わせて実施する。</p> <p>①福祉教材 (ハートフルブック) を活用した授業</p> <p>②視覚に障害のある方との交流とアイマスク体験等</p> <p>③車いす利用者の方との交流と車いす体験</p> <p>④精神障害のある方との交流</p> <p>⑤認知症家族の方との交流</p> <p>⑥LGBTQの方との交流</p> <p>⑦知的障害のある方との交流</p> <p>⑧その他</p> <p>(2) 福祉教育ハートフルプロジェクト実行委員会の運営</p> <p>(3) 特別講演会の開催 (年1回)</p>

事業名	移動支援従事者養成研修事業
事業形態	受託事業 (日野市)
財源内訳	受託金
担当係	総務係、地域支援係
地域福祉活動計画における視点	ともにそだつ
目的	障害者 (児) の余暇活動や外出を支援するために、必要な知識および技術を習得する移動支援従事者の養成研修を実施する。また移動支援事業を通じて、若手の福祉人材が市内に定着を図ることを目的とする。
内容	1. (知的障害児者等) 移動支援従事者養成研修の実施

具体的な取組	(1) 募集人員 8人
	(2) 研修内容
	講義 移動支援事業とは ほか
	施設実習 社会福祉法人施設における障害者支援について
	外出実習 移動・外出時における障害者支援について
講義・修了 総括・修了証授与	
内容	2. 修了後研修の実施
具体的な取組	養成研修修了後、安全・安心・円滑なサービス提供の実践を目的にフォローアップ研修を行う。
	(1) 移動支援時における同行指導 修了後間もない移動支援従事者に対し、指導者が同行し実践的に指導。(1人:3回もしくは12時間程度)
	(2) 講義ならびに福祉施設の見学
	講義 移動支援従事者として
	グループ討議 移動支援時における事例検討

事業名	福祉のしごと相談・面接会
事業形態	第1回：共催事業（東京都福祉人材センター） 第2回：受託事業（日野市）
財源内訳	第1回：歳末たすけあい配分金、第2回：受託金
担当係	在宅サービス係
地域福祉活動計画における視点	ともにそだつ
目的	高齢福祉・障害福祉・保育等、日野市内の様々な福祉人材の募集機会を図る。
内容	1. 相談・面接会の実施
具体的な取組	(1) 市内福祉事業者への参加呼びかけ 各回15法人程度の出展を募り、ハローワーク八王子や東京都福祉人材センター、日野市と連携して「日野市福祉のしごと相談・面接会」を開催する。
	(2) 日野市内社会福祉法人ネットワーク等、人材確保・育成に取り組む他団体と連携・協働し、福祉の仕事の魅力を発信する機会とする。

事業名	福祉人材育成研修事業
事業形態	受託事業（日野市）
財源内訳	受託金
担当係	在宅サービス係、総務係
地域福祉活動計画における視点	ともにそだつ
目的	市内の高齢福祉サービスおよび障害福祉サービス事業所の従事者を対象に

	、スキルアップや就労定着の促進に向けた研修会を行う。また、福祉人材の確保を目的に、求職者向けの職場体験を実施する。
内 容	1. 人材育成のための研修開催
具体的な取組	<p>(1) 研修の開催 以下研修を市の希望回数に応じて実施する。</p> <p>① 経営者・管理者向け研修 3回 ② ケアマネジャー向け研修 4回</p> <p>(2) 受講後アンケートの実施 受講者のニーズに即した質の高い研修を開催するため、研修終了後に毎回アンケートをとり集計、市に報告する。</p>
内 容	2. 求職者向け福祉の職場体験の実施
具体的な取組	<p>(1) 求職者向け職場体験の実施（年2回） 求職者を対象に福祉の職場体験の機会を提供し、市内の福祉人材の確保を図る。</p> <p>(2) 効果測定 受入協力をした福祉施設に、その後の経過を確認し効果を測定する。</p>

事業名	社会福祉士養成のための実習生の受入
事業形態	自主事業
財源内訳	受入研修費
担当係	総務係・地域支援係・ボランティア係・権利擁護係・在宅サービス係
地域福祉活動計画における視点	ともにそだつ
目的	将来の福祉人材を育成するため、社会福祉士を目指す学生を実習生として受け入れ、専門職としての指導を行う。
内 容	実習プログラムの作成・指導
具体的な取組	<p>(1) 実習指導者講習を修了した職員を中心として実習プログラムを作成し、実習指導を行う。</p> <p>(2) 大学等の社会福祉士養成校からの要請に応じて、180時間以上もしくは60時間以上の実習指導を行う。</p> <p>(3) 実習の振り返りを目的に、実習報告会を開催する。</p> <p>(4) 実習生受入予定人数 4人 大妻女子大学および法政大学 各2人</p>

法人運営事業

事業名	組織運営事業
事業形態	自主事業、補助事業
財源内訳	補助金、償還金、広告料、手数料、受入研修費、積立金、繰越金
担当係	総務係（「12部会活動」は在宅サービス係、ボランティア係）

地域福祉活動計画 における視点	ともにそだつ
目 的	各種法令や諸規程を遵守し、住民参加による透明性の高い法人組織として健全な運営を図る。 法人内の係間の調整や事務局管理を行い、効果的かつ効率的な経営が行われるよう努める。
内 容	1. 任期満了に伴う役員等の選任
具体的な取組	(1) 理事・監事の改選・選任（任期：約2年） 任期満了に伴い、定款ならびに役員等選出規程に遵守し、関係団体から推薦された役員候補者を評議員会で選任する。 (2) 評議員の改選・選任（任期：約4年） 任期満了に伴い、定款ならびに評議員選出規程に遵守し、関係団体から推薦された評議員候補者を評議員選任・解任委員会で選任する。 (3) 評議員選任・解任委員の改選・選任（任期：約4年） 評議員選任・解任委員会運営細則に基づき、理事会で選任する。
内 容	2. 組織運営に関する会議の開催、監事監査の実施
具体的な取組	(1) 理事会および評議員会の開催 年3回（予定） (2) 監事監査の実施 上半期および決算期 (3) 経営会議の開催 毎月1回
内 容	3. 福祉サービスに関する苦情申出窓口の設置
具体的な取組	(1) 苦情解決第三者委員 林 幹高 氏（NPO法人福祉カフェテリア理事長） 土方 三男 氏（保護司） 平賀 美代子 氏（談話室ひなたぼっこ代表） (2) 必要に応じた苦情申出窓口の設置
内 容	4. 日野市地域福祉活動計画の推進、および策定
具体的な取組	(1) 第6次日野市地域福祉活動計画の策定 令和9年度から実施する第6次日野市地域福祉活動計画を策定するため第6次日野市地域福祉活動計画策定委員会を設置する。 (2) 第5次日野市地域福祉活動計画の推進 令和8年度が計画最終年度となるため、第6次日野市地域福祉活動計画策定員会において計画実施に関する最終評価を行う。
内 容	5. 日野市内社会福祉法人ネットワーク
具体的な取組	市内の社会福祉法人が地域公益活動を円滑に行っていくこと等を目指すネットワークの事務局として、幹事会で協議しながら「暮らしの支援」「福祉教育の充実、福祉人材の育成」「情報発信」の3つの柱でのネットワーク活動を推進する。 (1) 幹事会の開催 (2) NPO法人フードバンク TAMA「フードパントリー事業」への協力 ①生活困窮者世帯等への食を通じた相談支援を行う。 ②日野事務所移転に合わせた運営方法に変更する。

	<p>③関係機関と支援方法について検討する。</p> <p>(3) フードドライブ活動 年2回程度</p> <p>(4) 南平地区で実施している「買い物お助けサービス」への支援</p> <p>(5) 大学出張講義</p> <p>(6) 移動支援従事者養成研修およびフォローアップ研修への協力</p> <p>(7) 災害備蓄品の相互使用の連携についての研究</p> <p>(8) 地域共生社会を考えるシンポジウムの開催</p> <p>(9) みんなといっしょの運動会、福祉のしごと相談・面接会、防災減災シンポジウム等への協力・連携</p> <p>(10) 情報交換会や学習会等の開催 年2回程度 ネットワーク加盟法人の職員同士が繋がる機会として開催する。</p>
<p>内 容</p>	<p>6. 日野市を始めとする関係委員会等への委員協力</p>
<p>具体的な取組</p>	<p>(会長)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.東京都社会福祉協議会区市町村社会福祉協議会 評議員会 2.南多摩保健所協議会 3.(社福)東京都共同募金会 評議員会 4.(社福)東京緑新会理事会 理事会 5.普段着でCO2をへらそう実行委員会 6.日野社会教育センター運営委員会 7.日野市民生委員推薦会 <p>(職員)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.日野市地域福祉計画推進委員会 2.日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会 3.日野市介護保険運営協議会等 4.日野市生活困窮者自立支援調整会議 5.日野市住宅ストック活用推進協議会 6.日野市居住支援協議会 7.日野市献血推進協議会 8.日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会 9.日野消防署住宅防火防災対策推進協議会 10.地域力強化推進事業 支援ネットワーク委員会 11.日野・多摩・稲城地区保護司会 保護司候補者検討協議会 12.日野わーく・わーく会議 13.日野市障害者就業支援連絡会 14.日野市地域自立支援協議会 15.障害者差別解消支援地域協議会 16.日野市中卒後支援検討委員会 17.日野市再犯防止推進委員会 18.日野市ヤングケアラー支援検討会 19.東京都七生福祉園苦情解決委員会 20.日野市認知症施策推進会議 21.地域生活支援センターゆうき連絡協議会 22.日野市営住宅管理審議会 23.日野台高等学校 防災教育推進委員会

内 容	7. 会員の募集・拡充
具体的な取組	<p>(1) 会員募集の協力依頼 本会を構成する会員を募集するため、自治会や日野市民生委員・児童委員協議会、日野市シニアクラブ連合会、日野市赤十字奉仕団、社会福祉法人、日野市商工会、企業、教育機関、日野市役所等様々な協力団体に対し、依頼を行う。</p> <p>(2) 広報周知 広報ひのやひの社協だより、WEB サイト、SNS 等を通じ、税額控除団体であることを周知し、広く市民に対して会員募集の呼びかけを行う。</p> <p>(3) 福祉のつどい（式典）の開催 地域福祉の推進への貢献が顕著な活動者や寄附者を表彰し、会員への地域福祉活動の周知啓発を図る。</p>
内 容	8. 地域福祉活動のための財源や共同募金の確保
具体的な取組	<p>(1) 寄附金や共同募金について使途報告をしながら、募集拡充を図る。</p> <p>(2) 収益事業をはじめ事業の健全経営に努める。</p>
内 容	9. 法人管理運営
具体的な取組	<p>各種法令を遵守し、法人管理事務を行う。</p> <p>(1) 事業計画・報告 (2) 事業予算管理・決算事務（会計処理） (3) 人事・給与・福利厚生 (4) 文書類の収受・保管、その他の事務</p>
内 容	10. 情報セキュリティの実施
具体的な取組	<p>個人情報やデジタルデータなどの法人運営に必要な情報を漏えい、改ざん、破壊、不正アクセスなどの脅威から守る取り組みを実施。</p> <p>(1) 研修の実施 職員を対象とした研修を通じて、情報セキュリティに関する知識や情報の更新を図り、共に組織的な管理を進める。</p> <p>(2) データネットワークシステムの保守 専門の事業者によるサービスなども活用しながら、技術的、物理的にも対策を行う。</p>
内 容	11. 広報活動の工夫
具体的な取組	<p>(1) 広報紙「ひの社協だより」 年3回発行予定 地域福祉活動ならびに社会福祉協議会の情報発信を目的に、分かりやすい紙面（記事）づくりに努める。</p> <p>(2) Web サイトによる情報発信</p> <p>(3) SNS による情報発信</p>
内 容	12. 職員の処遇改善
具体的な取組	令和7年度～11年度社会福祉充実計画に基づいて職員の処遇改善を行う。
内 容	13. 職員の情報共有、資質向上
具体的な取組	<p>(1) 職員会議（毎月）の開催</p> <p>(2) 各種研修への参加 全国社会福祉協議会や東京都社会福祉協議会、都内社協職員連絡会、南多摩ブロック職員の会・局長会等主催の研修への参加を通じて、職員の資質向上に努める。</p>

内 容	14. 部会活動
具体的な取組	(1) 障害者施設職員交流会部会 (2) 児童部会

公益事業拠点区分

福祉センター管理事業

事業名	日野市立中央福祉センターの管理運営
事業形態	指定管理者制度（令和4年4月1日～令和9年3月31日）
財源内訳	受託金（指定管理料）
担当係	総務係
地域福祉活動計画における視点	ともにそだつ
目的	各種福祉団体の連絡・調整を行い、社会福祉の啓発や市民の健康増進を通じて地域福祉の推進を図るとともに、利用者が安全に利用できるよう施設運営に努める。
内 容	1. 快適な施設利用への配慮、安全かつ効率的な施設運営
具体的な取組	(1) 部屋の予約・管理を行う。 (2) 事故の未然防止に努めるとともに利用者からの苦情への対応を行う。 (3) 広報誌等の配布や掲示板により各種福祉情報の提供に努める。 (4) 高齢者等の福祉活動団体の利用者の増加を図る。 (5) 避難訓練等の防災訓練を行い、災害対応力を高める。
内 容	2. 管理内容の報告、今後について協議
具体的な取組	中央福祉センターの指定管理の最終5年目となる。利用者の利便性向上と安全確保のために、管理体制をしっかりと構築していく。また経年劣化が著しい施設の建物や設備や事務所移転後の運営について、日野市と継続的に協議を進めその維持を図っていく。

事業名	日野市立福祉支援センターたまだいらの管理運営
事業形態	指定管理者制度（令和7年10月1日～令和10年3月31日）
財源内訳	受託金（指定管理料）
担当係	総務係
地域福祉活動計画における視点	ともにそだつ
目的	地域のHUB機能を担う施設として地域住民や関係機関・団体と連携しながら地域福祉の推進を図る事業展開を行う。また、利用者が安全に利用できるよう施設管理に努める。
内 容	1. 快適な施設利用への配慮、安全かつ効率的な施設運営

具体的な取組	<p>(1) 地域住民が参加できる事業を実施する。</p> <p>(2) 広報誌等の配布や掲示板により各種福祉情報の提供に努める。</p> <p>(3) 事故の未然防止に努めるとともに利用者からの苦情への対応を行う。</p> <p>(4) 避難訓練等の防災訓練を行い、災害対応力を高める。</p>
--------	--

日常生活総合支援事業

事業名	訪問型サービス A 生活援助型事業
事業形態	介護保険事業（日野市）
財源内訳	介護保険事業収入（公費・利用料）
担当係	在宅サービス係
地域福祉活動計画における視点	ともにみまもる
目的	高齢者が住み慣れた自宅でいつまでも安心して暮らせるよう、ヘルパーが訪問して高齢者自身の自らの能力を最大限に活かしながら生活援助を行うことで、要介護状態にならないように予防することを目指す。
内容	1. 要支援認定者および事業対象者への生活援助
具体的な取組	<p>(1) 対象者</p> <p>①日野市介護予防・日常生活支援総合事業において要支援認定の方</p> <p>②地域包括支援センターが実施する基本チェックリストで事業対象となった方</p> <p>(2) サービス概要</p> <p>地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等が作成する介護予防ケアプランに基づき、サービスを提供する。あらかじめ登録したヘルパーによる掃除・洗濯・買い物・食事づくり等の生活援助を行う。</p> <p>①サービス提供時間</p> <p>月曜日から金曜日 8:30 から 17:00</p> <p>②利用料（月額/1割負担の場合）</p> <p>週1回程度 1,086 円、週2回程度 2,170 円、週2回超 3,440 円</p> <p>(3) 相談員の配置</p> <p>日常生活圏域ごとに地域担当相談員を配置。利用者やその家族からの相談に応じ、関係機関等との調整を行う。</p> <p>(4) 感染予防対策</p> <p>様々な感染症等の予防対策を行い、無理のない生活支援を行う。また活動に必要なマスクやゴム手袋等を確保し、支給する。</p>
内容	2. 登録ヘルパー向け研修の提供
具体的な取組	登録ヘルパーを対象に資質向上を目的とした研修を行う。（年2回程度）
内容	3. 登録ヘルパーの確保
具体的な取組	安定したサービス提供ができるよう、必要に応じて登録ヘルパーの人材確保のための市生活援助型スタッフ研修修了者の説明会等に参加する。

事業名	訪問型サービスB生活援助型事業
事業形態	介護保険事業（日野市）
財源内訳	介護保険事業収入（公費・利用料）
担当係	在宅サービス係
地域福祉活動計画における視点	ともにみまもる
目的	孤立しがちな高齢者が地域の中で安心していきいきと暮らせるよう、一人暮らし高齢者や高齢者世帯等のちょっとした困りごとへの支援を通じて、必要に応じて福祉サービスや支援機関につなげることを目的とする。
内容	1. 事業対象者への生活援助
具体的な取組	<p>(1) 対象者 市内に住所を有し、次のいずれかの要件を満たす方 ①おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者および高齢者のみの世帯 ②その他、会長が特に必要と認める者</p> <p>(2) サービス概要 あらかじめ登録した活動協力者による専門技術を必要としない概ね30分以内で終了する継続性のない作業（電池や電球等の交換、ごみ出し、小型家具等の移動等） ①サービス提供時間 月曜日から金曜日 8:30 から 17:00 ②利用料 1回につき500円/30分</p> <p>(3) 相談員の配置 日常生活圏域ごとに地域担当相談員を配置。利用者やその家族からの相談に応じ、関係機関等との調整を行う。</p>
内容	2. 活動協力者の確保
具体的な取組	必要に応じてケアサービス協力会員などから募る。

収益事業拠点区分

事業名	自動販売機設置等管理事業
財源内訳	手数料、利用料
担当係	総務係
地域福祉活動計画における視点	ともにそだつ
目的	公共施設に求められる自動販売機の設置することで、施設利用者の利便性の向上を図り、社会福祉事業における財源確保に努める。
内容	1. 自主財源の確保
具体的な取組	<p>(1) 日野市公共施設内等に自動販売機を設置し、運営管理手数料を社会福祉事業の財源につなげる。</p> <p>(2) 「地域貢献型自動販売機」や「災害対応型自動販売機」の増設を目指し、新たな設置場所の開拓のため広報周知を図る。</p>

	(3) 事故・苦情の相談を受付、契約事業者へ必要な指導・指示を行う。 (4) 福祉団体等へ印刷機材等の貸出を行う。
内 容	2. 共同募金運動への協力
具体的な取組	「地域貢献型自動販売機」の手数料の一部を継続的に共同募金とする。

事 業 名	日野市役所内売店の運営
事業形態	収益事業
財源内訳	売上金、積立金
担当係	総務係
地域福祉活動計画 における視点	ともにそだつ
目 的	日野市役所内売店を運営し、市役所利用者の利便性の向上を図るとともに、社会福祉事業における財源確保に努める。
内 容	1. 健全な経営
具体的な取組	経営状況を見ながら市と協議を行い、営業時間の短縮や販売方法の改善等、健全な経営を目指す。
内 容	2. 障害者の社会参加の促進
具体的な取組	障害者施設の利用者を実習生として受け入れ、販売・清掃等の補助業務通じた社会訓練を実施する。

事 業 名	不動産賃貸事業
事業形態	収益事業
財源内訳	賃借料
担当係	総務係
地域福祉活動計画 における視点	ともにそだつ
目 的	遺贈財産として相続した店舗の賃貸事業について、不動産管理会社に管理委託をして継続し、社会福祉事業における財源確保を図る。
内 容	貸店舗経営
具体的な取組	賃貸借契約および不動産管理契約に基づき、貸店舗を経営する。

共同募金運動

赤い羽根共同募金運動

事 業 名	東京都共同募金会 日野地区協力会（募金業務）
事業形態	赤い羽根共同募金運動（共同募金運動）
財源内訳	地区協力会事務費
担当係	総務係
地域福祉活動計画 における視点	ともにそだつ

目 的	東京都共同募金会日野地区協力会事務局として、日野地区における赤い羽根共同募金運動の普及・啓発に努め、社会福祉施設が行う事業の助成金として活用し、東京都ならびに日野市の社会福祉事業の推進を図る。
内 容	1. 多様な方法による募金の普及・拡大
具体的な取組	募金目標額2,000,000円 (1) 多様な方法による普及・拡大 自治会をはじめ個人・団体からの募金や街頭募金活動、自動販売機からの寄附等による協力で、普及・拡大に努める。 (2) 安定的に募金を確保できる仕組みの検討・実施
内 容	2. 広報啓発活動
具体的な取組	(1) 市民の共同募金運動に対する理解が深まるよう、社協だより等の様々な広報媒体を活用し、共同募金の実績・使途報告を行う。 (2) 街頭募金活動に協力する児童・学生へ共同募金の説明を行い、福祉教育の一端を担う。

事 業 名	東京都共同募金会 日野地区配分推せん委員会（配分業務）
事業形態	赤い羽根共同募金運動（共同募金運動）
財源内訳	地区配分推せん委員会事務費
担当係	総務係
地域福祉活動計画における視点	ともにそだつ
目 的	東京都共同募金会日野地区配分推せん委員会事務局として、日野市内における社会福祉施設からの「助成金の受付」ならび「申請内容の審査・検討」を行い、東京都共同募金会へ推せん・意見書の交付を行う。
内 容	1. 日野地区配分推せん委員会および施設見学会の開催
具体的な取組	(1) 日野地区配分推せん委員会の開催（年3回） (2) 施設見学会の実施（年1回） 施設の状況や配分金が正しく使われているか確認し、委員会運営の参考とする。
内 容	2. 広報啓発活動
具体的な取組	申請団体募集時に助成金の使途を明文化するとともに、実際に助成金が活用された施設や事業内容などの具体的な事例を示すことで、事業のイメージを持ちやすくし、より多くの施設・団体が応募しやすい環境づくりを行う。また、広報については、社協だより、広報ひの、郵送による周知に加え、多様な方法を検討し、情報発信の強化を図ることで、応募団体の拡大につなげる。

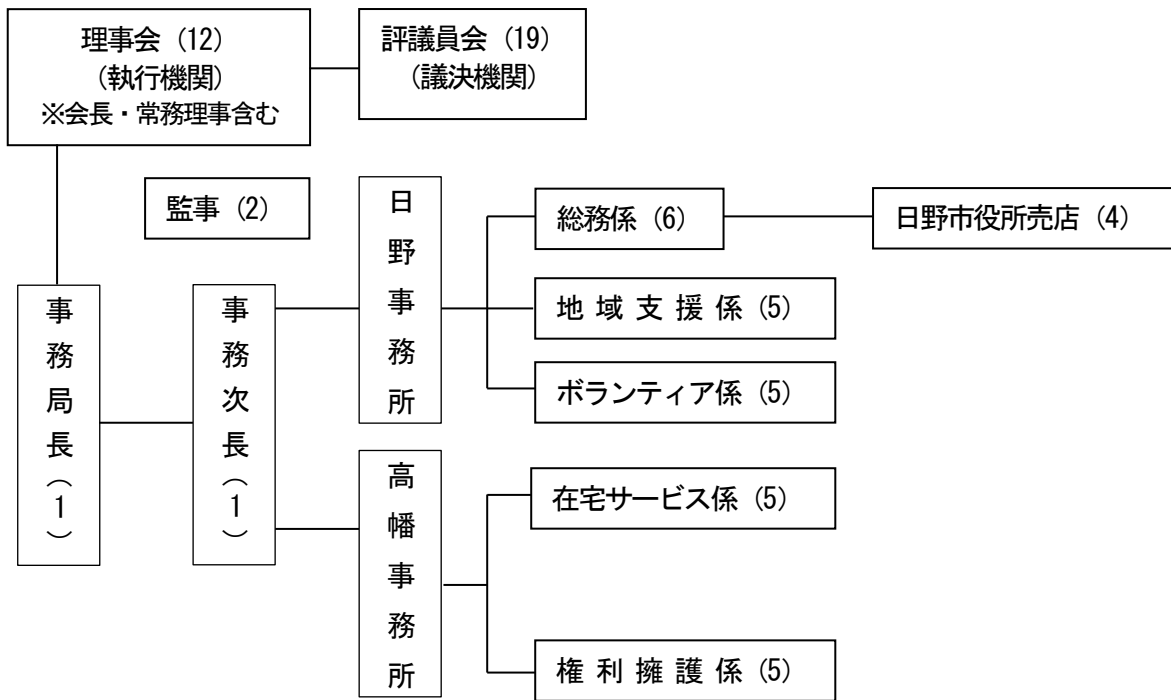
内 容	2. 審査・推せん（意見書の交付・推せん）および配分
具体的な取組	(1) 市内の福祉事業者から申請された全都配分（30万円以上の配分金）について、東京都共同募金会に対し意見書を交付 (2) 市内の福祉事業者から申請された地域配分（30万円以内の配分金）

	<p>について、申請書の受付・精査し、東京都共同募金会に対し推薦 (3) 配分先からの報告書に基づき配分内容の確認</p>
--	---

歳末たすけあい運動

事業名	歳末たすけあい運動の実施
事業形態	歳末たすけあい運動（共同募金運動）
財源内訳	歳末たすけあい配分金、事務費
担当係	総務係
地域福祉活動計画 における視点	ともにそだつ
目的	日野地区における歳末たすけあい運動の実施主体（主催：東京都共同募金会・主唱：東京都社会福祉協議会）として、運動の普及・啓発に努め、日野市の地域福祉の推進を図る。
内容	1. 歳末たすけあい運動の普及・拡大
具体的な取組	ひの社協だより、チラシ、ポスターやバザーを通じて、歳末たすけあい運動の普及・拡大に努める。
内容	2. 歳末たすけあいバザー
具体的な取組	<p>(1) 歳末たすけあい運動の普及啓発のため、日野市民生委員・児童委員協議会、日野市赤十字奉仕団と共催で運動期間中（12月）に歳末たすけあいバザーを開催する。</p> <p>(2) 中央福祉センターが利用できなくなった後のバザーのあり方について、共催団体と検討する。</p> <p>(3) 収益金は歳末たすけあい募金とする。</p>
内容	3. 募金付加商品の販売
具体的な取組	歳末たすけあい募金の寄付金額を上乗せしたお菓子ギフトなどを販売し、募金運動の啓発と寄附機会の拡大に努める。

日野市社会福祉協議会組織図 ※（ ）内は人数。



職員人数 30人 (令和8年2月末日現在)

